

第 213 回：人材確保等促進税制について

2020年からの新型コロナウイルスの広まりにより、多くの中小企業が業績に悪影響を受けており、従業員一人あたりの賃上げよりも、雇用の維持や失業した人の再雇用の重要性が高まってきました。

2021年度の税制改正では、従来の「賃上げ・生産性向上のための税制」が「人材確保等促進税制」へと再編成されました。具体的には、従業員単位での賃上げにインセンティブを与えていた制度から、雇用を増やすことにより所得拡大を図る企業でも税額控除を受けられる仕組みに変更されました。

1. 人材確保等促進税制とは

人材確保等促進税制とは、青色申告書を提出する全企業を対象として、新規雇用者給与等支給額の一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税等から税額控除できる制度です。所得拡大促進税制との併用はできませんので有利選択になります。

【要件】

- ① 通常要件：今年度の新規雇用者給与等支給額が前年度より 2%以上増加
従業員：雇用保険の一般被保険者が対象になります。
(注意) 雇用調整助成金等の他者から支払いを受けた金額は控除します。
➡控除率：15%

$$\frac{\text{新規雇用者給与等支給額 (当期)} - \text{新規雇用者比較給与等支給額 (前期)}}{\text{新規雇用者比較給与等支給額 (前期)}} \geq 2\%$$

- ・新規雇用者給与等支給額：雇用保険加入者で入社から1年を経過していない者
- ・新規雇用者比較給与等支給額：前期の新規雇用者給与等支給額

- ② 上乗せ要件：教育訓練費の額が前年度より 20%以上増加
➡控除率：5%

【税額控除額の算出方法】

$$\text{税額控除額} = \text{控除対象新規雇用者給与等支給額} \times 15\%$$

- ・控除対象新規雇用者給与等支給額：当期入社してから1年以内に支給する給与(雇用保険未加入者も含む)

2. 人材確保等促進税制の改正前と改正後の比較

	改正前	改正後
対象企業	大企業のみ	中小企業を含む全企業
従業員	前年から継続雇用されている従業員に対する給与	新規雇用者に対する給与が前年度より2%以上増加 控除率：15%
教育訓練費	過去2年における教育訓練費の額の平均値と比較して20%以上の増加	前年度と比較して20%以上の増加 控除率：5%

3. 税額控除の計算例

改正後、控除額がいくら増えたかを具体例で計算します。

利益：2,400万円

控除前の法人税(30%)：720万円＝2,400万円×30%

税額控除：100万円

納付する法人税：620万円＝720万円－100万円

① 給与増加

	前事業年度	適用事業年度	増加額	増加率
新規雇用給与支給	1,200万円	1,900万円	700万円	58.3%
雇用調整助成金	△200万円	△400万円		
差引額	1,000万円	1,500万円	500万円	

② 教育訓練費増加

	前事業年度	適用事業年度	増加額	増加率
教育訓練費	100万円	150万円	50万円	50%

税額控除額 = 控除対象雇用者給与等支給増加額 × 控除率

500万円 × 20%(15% + 5%) = 100万円

※税額控除額は、法人税額又は所得税額の20%が上限となります。

4. いつから使える？

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間内に開始する各事業年度が適用されます。

簡単ではございますが、人材確保等促進税制について説明をさせていただきました。人材確保等促進税制についてご不明点がございましたら、当事務所までお気軽にお問合せ下さい！